

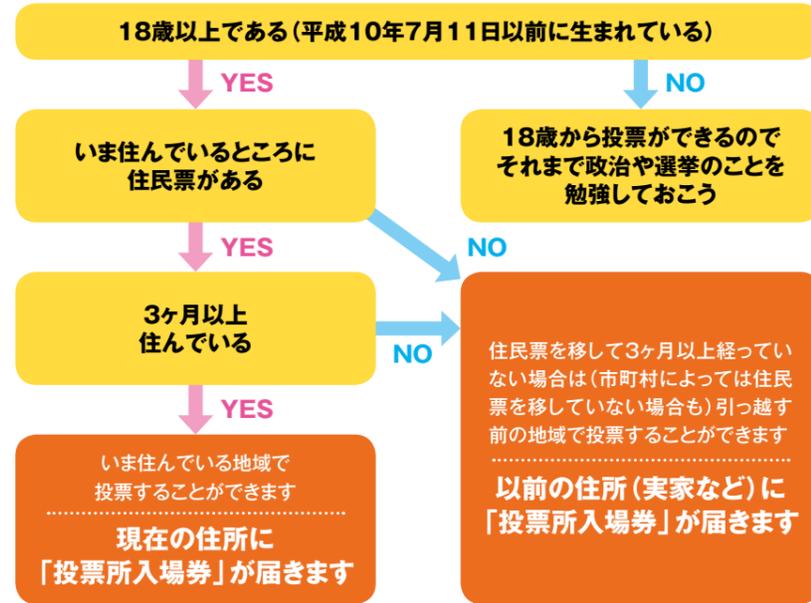
住民票と投票に行く場合のルール

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されることが必要です。

選挙人名簿に登録されるためには、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている必要があります。

住民票を異動していないと現住所地での投票ができないため、住民票は実態に合わせて現住所地に異動しましょう!

なお、新しく有権者となる18歳、19歳の方が、今年の春に引っ越した場合で、引っ越し先の新住所地に転入届を出した日から参議院議員選挙の公示日の前日(6月21日)までに3ヶ月以上住んでいない場合には、新住所地では投票できませんが、引っ越し前の旧住所地に3ヶ月以上住んでいた場合は、今回の参議院議員選挙では、旧住所地で投票できます!



※例外もあるため、届かない場合はお近くの選挙管理委員会にご確認ください。



引っ越して、3ヶ月経っていない場合には

1 前の住所地に行って投票をする

期日前投票

引っ越し前の市町村の期日前投票所

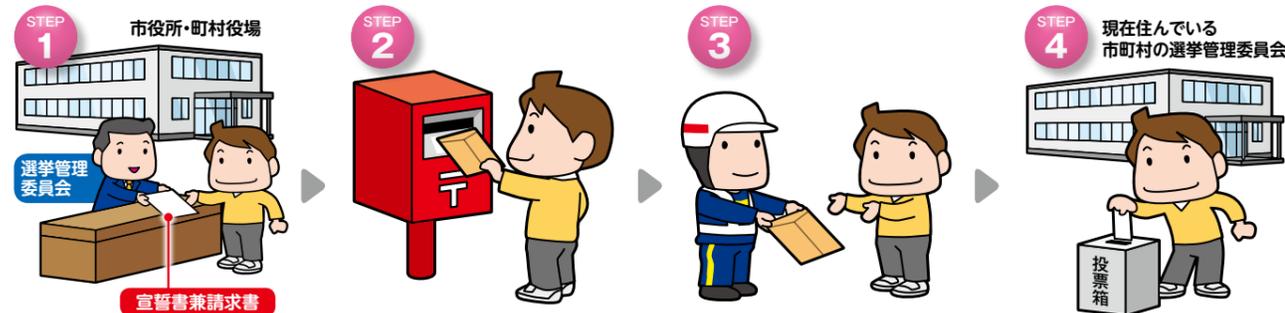
公示日の翌日(6月23日)から投票日の前日(7月9日)までに前の住所地の期日前投票所に行って、期日前投票を行う。

投票日当日の投票

引っ越し前の市町村の投票所

投票日の当日(7月10日)に前の住所地の投票所に行って、投票を行う。

2 現在の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする



市町村選挙管理委員会から「宣誓書兼請求書」の用紙を取り寄せます。

「宣誓書兼請求書」に必要事項を記載して、郵便等で引っ越し前の市町村選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。

引っ越し前の市町村選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書が郵便等で送られてきます。

これらをもって(注)現在住んでいる市町村選挙管理委員会に行って投票します。

(注) 送られてきた投票用紙に、家などであらかじめ候補者の氏名等を記載してはいけません。開けてはいけない封筒がありますので(不在者投票証明書が入った封筒)、これを開けてはいけません。

参議院議員 通常選挙 7月10日

18歳からの選挙権

どうして、選挙権年齢は引下げられたの?

- ▶ 18・19歳の皆さんは、自らの考えを持っていて、十分判断する能力を持っている!
- ▶ 日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。このような中、若い皆さんに知恵と力を貸してもらいたい!
- ▶ 若い皆さんの政治への関心や政治参加意識の高まりに期待!
- ▶ 世界を見渡せば、92%の国が18歳までに選挙権を得ている

伝えよう
自分の気持ち



© CIS
長野県選挙啓発
マスコットキャラクター
ほたりちゃん

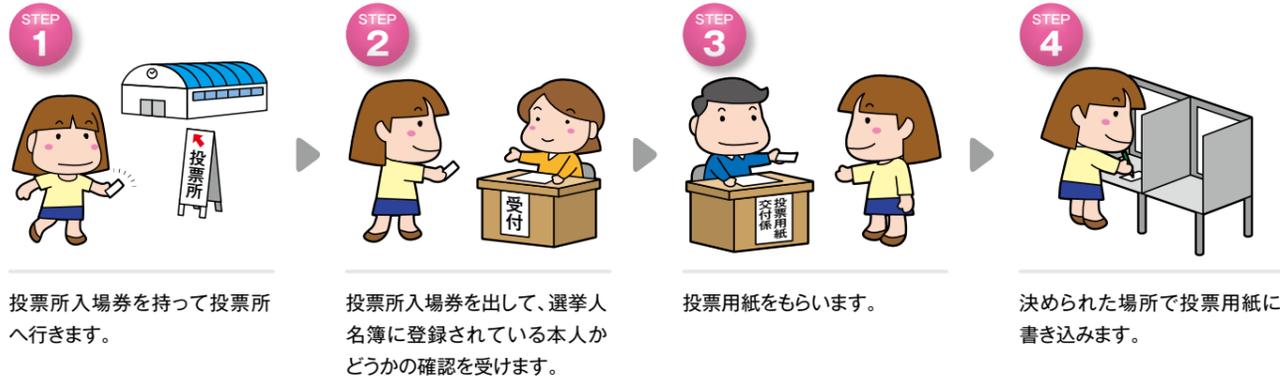
長野県選挙啓発 マスコットキャラクター
「ほたりちゃん」ヨロシクね!
「ほたりちゃん」には、「明るく、きれいで正しい」選挙が行われるようにという願いが込められています。
長野県のきれいな清流に棲み、明るく光る「ホテル」と長野県花であり、高原に咲き、花言葉でもある正義を象徴する「リンドウ」をモチーフとしています。

投票はこんなに簡単!

▶ 事前に送られてきた「投票所入場券」を持っていこう!

投票日の前には、投票所入場券が送られてきます。
これには、あなたの氏名と投票所の場所が書かれていて、持参することで、名簿との照合がスムーズに。
もし、忘れても、本人確認ができれば投票できます!

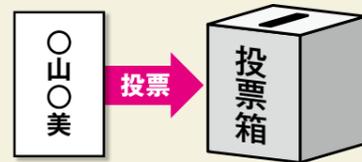
投票の流れ



参議院議員通常選挙の投票は2種類です

選挙区選挙

原則、都道府県ごとに2~12人を選出
「候補者」を書いて投票



比例代表選挙

全国を1つの選挙区として政党が集めた
票の数によって議席を分けあう
「候補者」または「政党名」を書いて投票



▶ 長野県選挙区の定数が改正、今回から1名を選ぶことに

参議院議員の任期は6年で、3年に1回、定数の半分を選ぶことになります。
これまで、長野県選挙区の定数は4人でしたが、平成27年の法律の改正で、定数は2人となりました。
ですので、今回の選挙では、その半分の1名を選ぶことになります。

▶ 投票日当日に用事があるなら、「期日前投票」をしてみよう!

投票日に文化祭などの用事がある場合には、市役所や町村の役場などに設けられる「期日前投票所」で投票ができます。

期日前投票ができる期間は、公示日の翌日(6月23日)から投票日の前日(7月9日)

まで。時間は、原則午前8時30分から午後8時までで、土日でも大丈夫。

投票方法も、基本的には投票日当日と同じです。



これまでは
20歳から
だったけど

これからは、 18歳になれば選挙運動が できるようになります

そもそも選挙運動とは?

選挙運動とは、選挙を特定して、特定の候補者の当選を目的として、投票してもらうために有利な活動のこと。

今度、参議院議員選挙があつて、立候補しましたので、私〇〇〇〇に、1票を投票してください。



街頭演説・街宣カー



候補者・政党のHPやSNS等



ポスターの掲示

でもこんなことに注意が必要!

✗ 18歳未満は 一切の選挙運動が禁止

- ◆ 友達に直接あるいは電話により投票や応援を依頼するなど、一切の選挙運動を行うことができません。
- ◆ ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINE、電子メールなどで友達に投票を依頼することもできません。
- ◆ ツイッターでの投票依頼のツイートに対するリツイートも選挙運動となるためできません。
- ◆ 18歳未満の方であっても、掲示場へのポスター貼りなど、単純労務のアルバイトは、選挙運動とみなされないため行うことはできますが、電話かけやビラ配りは選挙運動となるため、無償であってもできません。



✗ 18歳になれば選挙運動ができますが、 違法行為とならないよう注意を!

- ◆ 電子メールを使って投票依頼できるのは、政党など一部の政治団体と候補者のみ。それ以外の方は、電子メールを使った選挙運動は一切できません。
- ◆ AさんがBさんに「今度、食事をおごるから、その代わりに〇〇さんに投票してね」とした場合、Aさんの行為は買収罪に問われるおそれがあります。Bさんがこの申し出に同意した場合も、買収罪に問われるおそれがあります。
- ◆ ビラ配りなどの選挙運動の手伝いをして報酬を受け取ると、買収罪に問われるおそれがあります。交通費など必要な実費の支払いを受けることは可能です。
- ◆ 選挙期日の公示日(6月22日)前に、投票依頼をしてはいけません。
- ◆ また、投票日(7月10日)は選挙運動ができません。

